

「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の設置について

《趣 旨》

本所は、「賃金水準上昇対策特別相談窓口」を経営安定特別相談室内に設置しました。

特別相談窓口の設置は、中小企業庁から協力依頼を受けた日本商工会議所が、各地商工会議所へ行った設置要請に基づいて対処するものです。

《設 置 目 的》

相次ぐ最低賃金上昇に伴う影響を受けた、中小・小規模事業者への経営上の相談対応を行う特別相談窓口を設置します。

《事 業 内 容》

特別相談窓口では、本所経営指導員が各種融資相談に対応するとともに、本所専門相談員（中小企業診断士、公認会計士、税理士等）と連携し、資金繰り等の相談対応を行い、日本政策金融公庫、保証協会等への融資斡旋を行います。

《窓 口 開 設 日》

平成27年7月28日（水）

《窓 口 設 置 場 所》

広島商工会議所（中小企業振興部 金融課）

電話（082）222－6691

《支 援 機 関 先 一 覧》

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2015/150728soudan.htm>